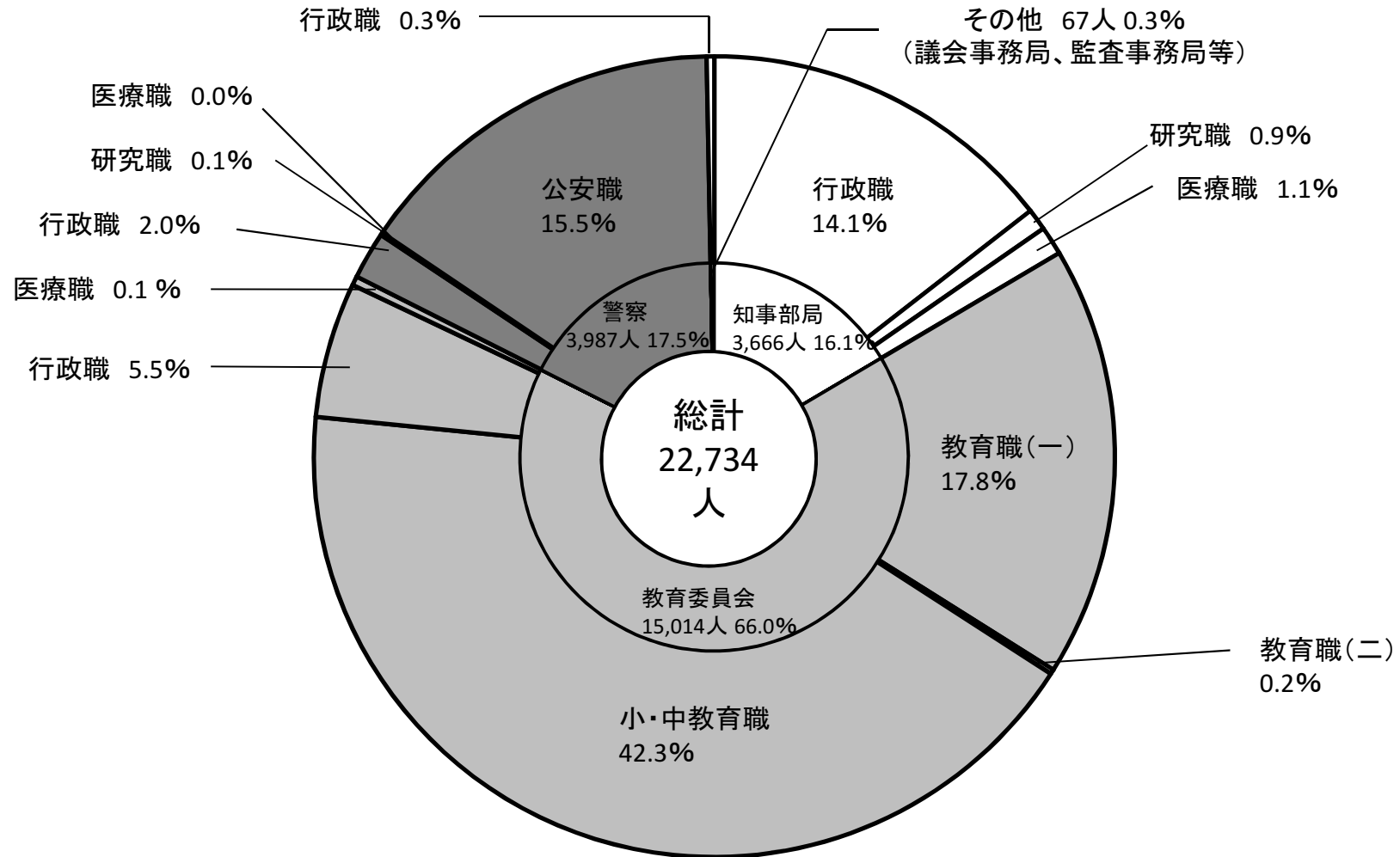


— 給与勧告制度の仕組み —

平成27年10月
岡山県人事委員会

給与勧告の対象職員

人事委員会の給与勧告の対象となる職員は、給与条例の適用を受ける職員22,734人です。
(平成27年4月1日現在)



人事委員会勧告までの手順

人事委員会では、職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。

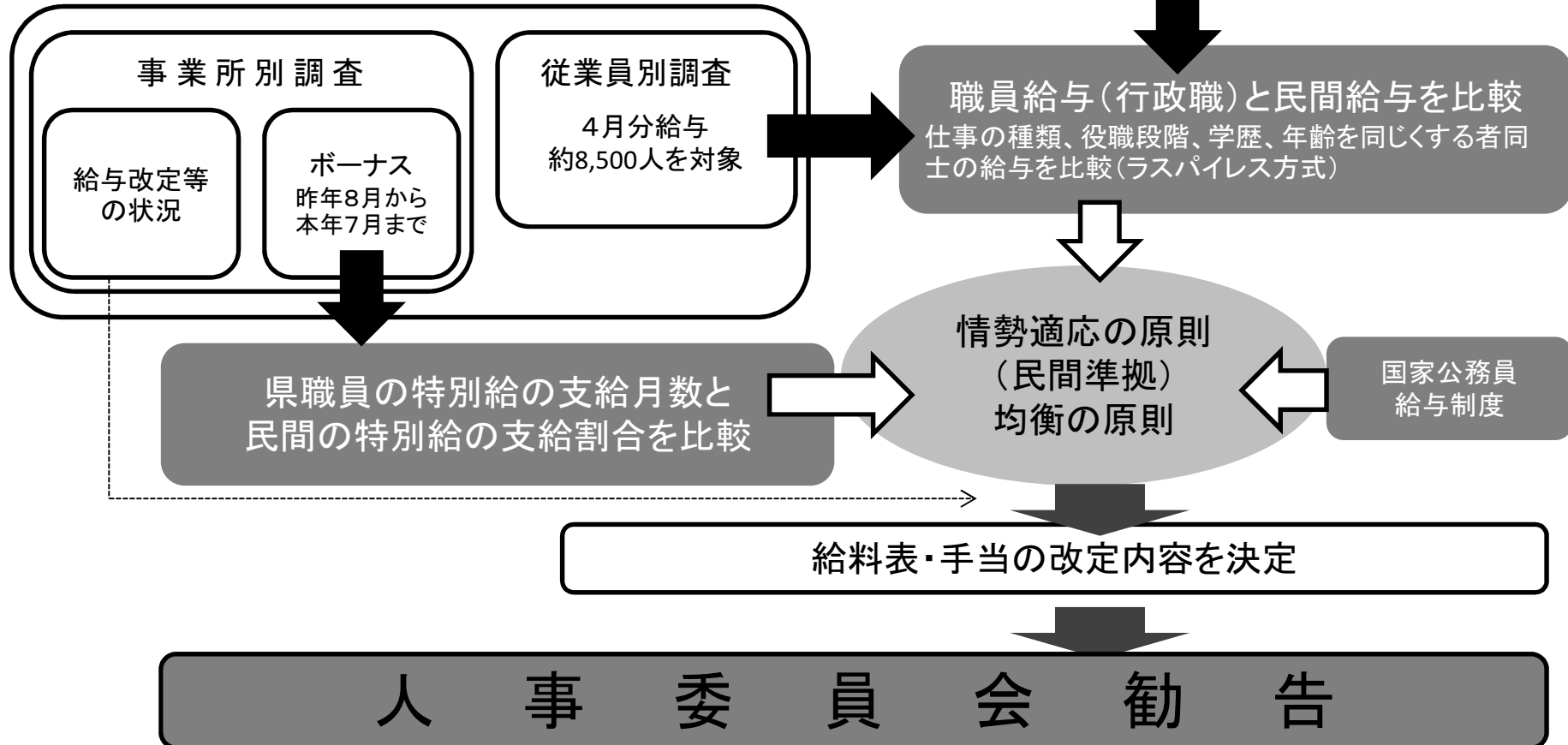
また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。

民間給与実態調査

企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上
【県内269事業所抽出】

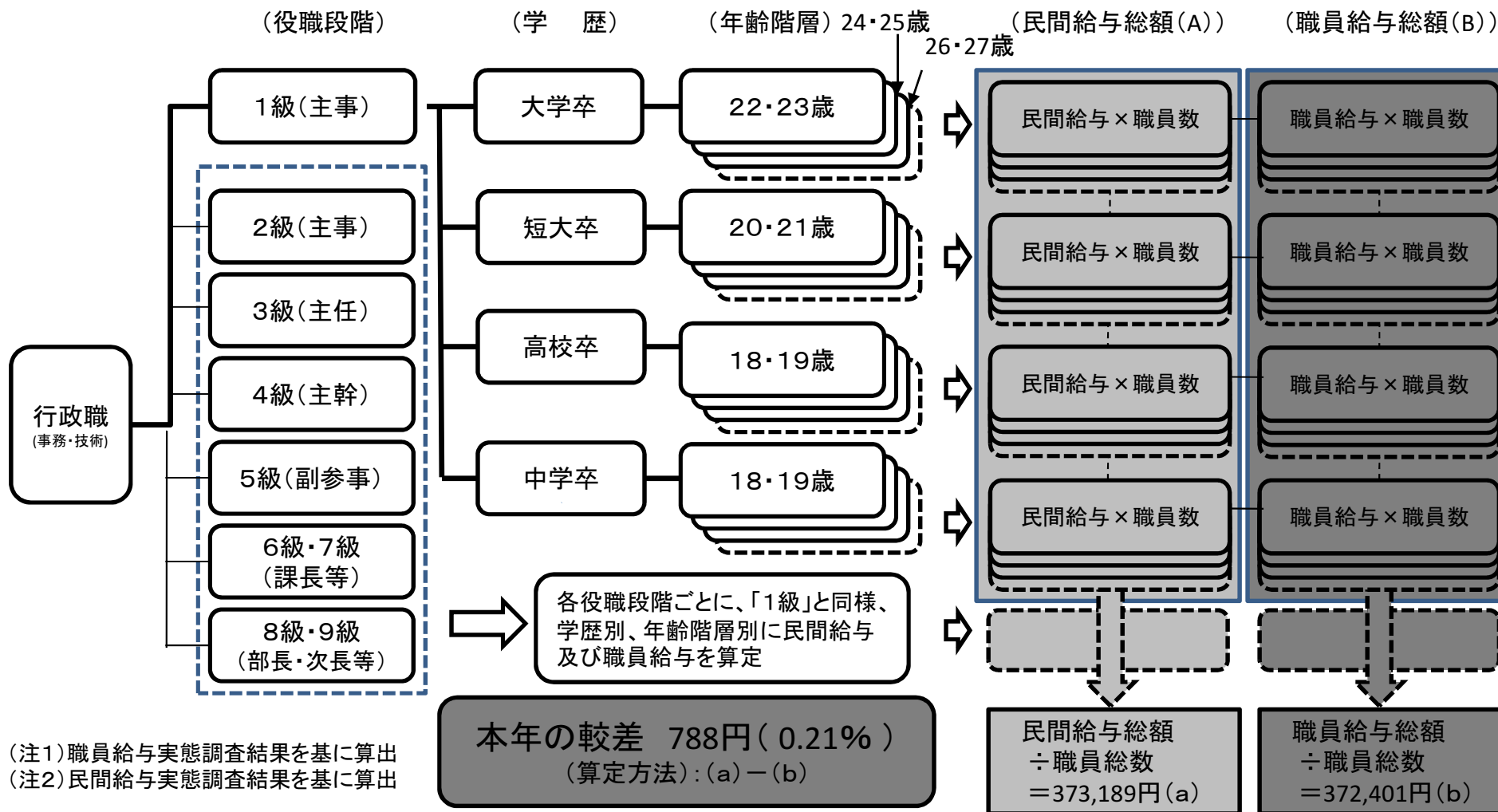
職員給与実態調査

4月分個人別給与【対象人数:22,734人】



民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の職員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支給されている給与額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与(注1)と、これと条件を同じくする民間の平均給与(注2)のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



(注1) 職員給与実態調査結果を基に算出
(注2) 民間給与実態調査結果を基に算出

給与改定の内容

1 月例給

- ・改定率 0.21% 改定額 777円
- ・全年齢層を対象に改定を行い、若年層に重点的に配分
- ・初任給引上げ(行政職 大卒 185,500円→189,500円、高卒 148,600円→152,600円)

2 期末手当・勤勉手当

- ・年間の支給割合を0.10月分引上げ(4.10月分→4.20月分)
- ・勤務実績に応じた給与を推進するため引上げ分を勤勉手当に配分

3 初任給調整手当

- ・医師に係る初任給調整手当について医師の処遇確保の観点から改定

4 地域手当

- (1)段階的引上げを実施する支給地域の支給割合を遡及し引上げ
- (2)平成28年 4月 1日から給与条例に定める支給割合

5 単身赴任手当

- ・基礎額及び加算額について引上げ

6 等級別基準職務表

- ・職務給の原則の一層の徹底を図る観点から等級別基準職務表を条例に制定

7 実施時期

- ・平成27年 4月1日:月例給、初任給調整手当及び地域手当(1)
- ・平成27年12月1日:期末手当・勤勉手当
- ・平成28年 4月1日:地域手当(2)、単身赴任手当及び等級別基準職務表